工　事　請　負　契　約　書　（案）

工　事　名　　京都大学（南部）総合研究棟（第一臨床研究棟・Ⅲ期）改修機械設備工事

請負代金額　　金　　円
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円　（消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したもので、請負代金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。）

発注者　国立大学法人　京都大学　学長　立川　康人　と受注者　　との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第１条　受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。

第２条　工事は、京都大学病院東構内において施工するものとする。

第３条　着工時期は、令和　　年　　月　　日【契約締結日の翌日】とする。

第４条　完成期限は、令和９年３月３１日とする。

第５条　完成通知書は、京都大学施設部に送付するものとする。

第６条　請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき、２回以内に支払うものとする。

第７条　請負代金については、金　　円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。

第８条　請負代金（前払金を含む。）の請求書は、京都大学施設部に送付するものとする。

第９条　契約保証金は、金　　円とする。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第10条　受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第11条　解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。

第12条　別記の工事請負契約基準第３７を次のとおり読み替えるものとする。
　第３７　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成２８年４月１日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第13条　この契約についての細目は、別記　工事請負契約基準によるものとする。

第14条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

この証として、本書２通を作成し、発注者受注者は次に記名押印のうえ、双方で１通を保有する。

令和　　年　　月　　日【契約保証金納付日又は公共工事履行保証証券･履行保証保険契約締結日】

発　注　者
京都市左京区吉田本町３６番地１
国立大学法人　京都大学
学　長　　立　川　康　人

受　注　者